

産業建設委員会記録

開 会 年 月 日	平成 28 年 10 月 5 日
開 会 時 刻	午前 9 時 58 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 48 分
出 席 委 員 名	◎世古 明 ○野口 佳子 山根 隆司 小山 敏
	杉村 定男 浜口 和久 山本 正一 佐之井久紀
	宿 典泰
	中山 裕司議長
欠 席 委 員 名	
署 名 者	山根 隆司 小山 敏
担 当 書 記	森田 晃司
協 議 案 件	議案第 78 号 平成 28 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）中 産業建設委員会関係分
	議案第 80 号 平成 28 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 81 号 平成 28 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 87 号 伊勢市営宇治駐車場条例の一部改正について
	議案第 88 号 伊勢市空家等対策協議会条例の制定について
	議案第 90 号 市道の路線の廃止について
	議案第 91 号 市道の路線の認定について
	議案第 92 号 伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
	議案第 93 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について
	議案第 94 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
	平成 28 年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について
説 明 者	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、都市計画課長
	交通政策課長、交通政策課副参事、建築住宅課長、建築住宅課副参事
	情報戦略局長、情報戦略局参事、その他関係参与

審議の経過

世古委員長が開会を宣言し、会議録署名者に山根委員、小山委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る9月20日の本会議において審査付託を受けた「議案第78号平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）中産業建設委員会関係分」、「議案第80号平成28年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）」、「議案第81号平成28年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）」、「議案第87号伊勢市宮宇治駐車場条例の一部改正について」、「議案第88号伊勢市空家等対策協議会条例の制定について」、「議案第90号市道の路線の廃止について」、「議案第91号市道の路線の認定について」、「議案第92号伊勢地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について」、「議案第93号伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について」、「議案第94号伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」の10件を審査し、若干の質疑の後、すべての議案について全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

次に、「平成28年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を議題とし、協議の結果、報告を受ける5事業を決定し、また継続調査案件として申し出ることに決定し閉会した。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午前9時58分

◎世古明委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立しております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。山根委員、小山委員の御両名にお願いいたします。

本日御審査いただきます案件は、去る9月20日の本会議におきまして、産業建設委員会に審査付託を受けました10件及び「平成28年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」のあわせて11件であります。案件名については、審査案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

「議案第 78 号 平成 28 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）中 産業建設委員会関係分」

◎世古明委員長

それでは、「議案第 78 号平成 28 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）中、産業建設委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の 18 ページをお開きください。

18 ページから 21 ページの款 9 土木費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、款 9 土木費を終わります。

以上で、議案第 78 号中、産業建設委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 78 号平成 28 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）中、産業建設委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

「議案第 80 号 平成 28 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 1 号）」

◎世古明委員長

次に、「議案第 80 号平成 28 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 1 号）」を御審査願います。

補正予算書の 53 ページをお開きください。

53 ページから 63 ページであります。

本件については一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

この部分で少し御質問をさせていただきます。

今回はですね、28年度の補正予算ということで、基金積立金が4,000万、そして、一般会計の償還金が6,000万、これ、増額をされております。

ここの部分ですが、当初ですね、市のほうから一財で貸し付けというのが4億8,000万あったと思います。

そして、23年やったかな、24年25年にはその整備をされまして、26年度に1億2,000万、返していただいて、当初の考えでは6,000万ずつ、8カ年ですかね、返すっていうふうな予定やったと思います。

今、26年度の部分については1億2,000万、そして、27年度、これ今回の決算で出てきた部分につきましては、1億8,000万返していただいております。28年度、今回当初予算では6,000万、そして、償還金、またこれ補正で6,000万、1億2,000万ということで、残金が約6,000万円になってきたというふうな状況でございます。そして、基金の積み立てのほうを見ましてもですね、27年度財産調書を見させていただきますと、基金が1億1,000万はたまっておりまして、そして、観光交通対策基金、今回の補正で4,000万、約1億5,000万たまってきた、言うたら、この特別会計がですね、一本立ちをしてきたんかなっていうふうに考えられるわけですが、あと、その残金の6,000万ですね、ここらへんもう来年で終わりそうな状況になってきておりますが、今後のですね、ハード整備の考え方、これちょっとお聞かせいただきたい。

◎世古明委員長

交通政策課副参事。

●小林交通政策課副参事

償還金でございますが、おっしゃられますように4億8,000万を借りておりまして、この補正ですね、約4億2,000万返すということで、償還につきましては、29年度で返せる予定でございます。

また、基金につきましては、1億5,000万、今回の補正で積むこととなりますが、34年度にですね、機械の更新もございます。

その機械の更新におけます費用として必要な額としまして、2億8,000万ほど必要となっておりますので、再度ですね、一般会計から繰り入れをすることのないようにですね、基金を積みたいたいと思っております。

◎世古明委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

これ、このまま順調にいけますと 29 年度で返済完了と、当初よりもちょっと早い形で返せるんかなっていうふうな形ですが、機械の更新っていうふうな部分があっても、もうちょっと基金が積みたいということがございますが、ここです、収入の原資となっておるのが、言うたら、観光客のお客さんからいただいとるっていうのが原資になっております。

そういった中でですね、観光課との整合性というんですか、どのような協議をなされて交通政策をうってみえるか、そこら辺もう一度お願いいたします。

◎世古明委員長

交通政策課副参事。

●小林交通政策課副参事

観光課とはですね、密に、打ち合わせをしながら、観光客の予測を立てていただいて、それに基づいて、これまでの収入を算出しておるところでございます。

◎世古明委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

これですね、ちょっと聞かさせていただきますと、観光課が持つとるんはソフト面っていうふうな形で、都市整備のほうを持つていただいているんがハード面というふうな状況で聞き及んでおりますが、これ、先ほども言いましたようにですね、観光客の皆さんの収入っていうふうな部分が、原資になっておりますので、こういったところで観光政策のほうにでもですね、余裕ができてきましたらですね、そういうふうに戻していったらどうやっていうふうな形の考えを持っているんですが、そこら辺について、お答えをいただいて終わりにしたいと思います。

◎世古明委員長

交通政策課副参事。

●小林交通政策課副参事

この収入につきましては、観光客の方からですね、いただいた駐車使用料をもって費用としておりますが、今後ですね、観光交通対策に資する目的で、またですね、設備投資に充てたいなど考えております。

◎世古明委員長

補足ございますか。

都市整備部長。

●中村都市整備部長

今、副参事が申し上げたとおりなんです、設備以外にもですね、渋滞にかかわる、いわゆる、道路整備だとかいうところについても、当然ながら余裕が出た暁には、財政当局とも協議をしながら、補填をできるものであればそういう方向性もつけていきたいと考えております。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。
宿委員。

○宿典泰委員

私も基金と償還のことを、今お聞きをしたので理解はしました。

できるだけですね、収支の合うような状況の中で、お金を残していただいて、償還に充てていただいて、積立金というような状況が生まれてきておりますから、そちらのほうへお願いをしたいと思うんですけれども、全般的な話として、今部長からお話いただいて、私としても観光交通対策のこの費用というのは、あくまで、伊勢市の交通渋滞にかかわる問題ということについての支出がいいんではないかな。

観光との非常に連携をとっていかなければならないというのは、以前からも議論があった観光課のソフト事業の種々やられておる状況の中で、やはりこれはハード整備が必要ではないかなというようなことがあって、そのことについては観光で予算を持っておるわけではないので、都市整備のほうとの連携を持ってやっていただいて、できるだけそれは都市整備と観光との間の中の連携を持って予算組みをしてもらったらどうかなと。

今私は、浜口委員のお答えの中で、やはり観光交通対策としての余裕が出れば、それはもうそれに越したことはないだろうけれども、そうすると、目的を、特別会計ですからそのあたりが、柔軟にかばいすぎではないかなというような気がしたんですけれども、もう一度ちょっとお答えを願いたいと思うんですが。

◎世古明委員長

都市整備部長。

●中村都市整備部長

観光交通、特別会計というのはそもそも渋滞、観光客によるですね、渋滞が発生するということで主たる目的としては、その対策というように考えております。

ただ、渋滞になるのには、当然ながら市民も影響を受けるということで、いわゆる観光地に限定した場所だけとは思っておりません。

それに関連する、広範囲にわたっての影響が出ると、ただ全然関係ないところだというのは、いささか普通の道路整備でやるべきかなと考えておりますので、あくまでも、観光の拠点を中心に、原因が周囲というようなところまで広げられるような感じでは考えております。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

当然ですね、観光交通対策としての特別会計ですから、それが観光客の皆さんによって収支がとれて、ある程度余裕があるということであれば、考えれば、市民の方の苦情についてもですね、その費用で充てるというのは、それはそれで結構かと思うんですけど、あまり柔軟に考えて構えてしまうとですね、目的としての特別会計としてどうか、また本来は一般会計のほうで、観光との連携の予算をきちっとその目的に合うように組んで支出をするということの大義からはちょっと、離れてしまうのではないかなということを、今危惧をしたので質問をさせていただきました。

改めて御質問申し上げますけれども、観光交通対策の現時点のですね、渋滞等々もお白石とか大きい行事がございせんけれども、今度、菓子博等もあって、非常にこの渋滞対策についてはどのような目標を持っておるかということをちょっとお聞きをしたいと思うんですけども。

◎世古明委員長
交通政策課副参事。

●小林交通政策課副参事

市営駐車場もですね、駐車容量がですね、正月あるいはゴールデンウィークになりますと、容量が不足するということになってきておりますので、ゴールデンウィークあるいは、正月にはですね、サンアリーナ周辺、あるいはまた違うところからですね、パークアンドバスライドなりをして対応をしてみたいと考えております。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

その場合にですね、今グリーントピアがなくなって、何かお聞きをしたら、県のほうで工事をやっていただいて県営体育館の横に450台があったと。これについても、210台から不足をしたと思うんです。

アリーナについてもですね、4,000台からあったのが2,000台になって、そのかわりとして、光の街とか、朝熊の投棄場の跡地ということを利用しておるようでありましてけれども、これもいつまでそういう状況になるかわからんということになるとですね、やはりその不足ということにならんのかなということを大変危惧するわけなんですけれども、今、交通対策としてのほうの駐車場の問題について、どのようにこれから考えてもらっておるかちょっとお答えください。

◎世古明委員長
交通政策課副参事。

●小林交通政策課副参事

内宮周辺ですね、五十鈴公園グリーントピアが660台やったのが、今現在、450台しかないということで、残りの分につきましては、陸上競技場の横にですね、新たに県のほうで整備していただいて駐車場を確保してもらおうようお願いしておるところでございます。

また、サンアリーナ周辺ではですね、サンアリーナ自体で、当初4,000台ございましたが、いま、企業誘致をですね、2,000台程度になっておりまして、残りの場所につきましては、企業さんであったり、民間の土地、あるいは、市の土地を活用させていただきまして、何とか4,000台は確保しておるところでございますが、今後ですね、これも個人さんが持つておる土地であったりしますと、どのようなことになるかわかりません。

ただ、なくなったときにはですね、どこか適地がないか探さないかんものかなと思っております。

◎世古明委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そのあたりの対策というのが、今のお話を聞いておると、大変心配をするところなんです。

二見鳥羽ラインも29年度には開放されるということを知っておりますと、やはり、今後のアリーナ周辺への駐車場の誘導というのは、規模が大きく構えていく必要もあるのかな、こんなことを思う一方、先ほど言ったように、菓子博がちょうど5月の連休挟んだような状況になるということになると、もう必然的にですね、これはもう、そのあたりの渋滞対策というのが、近々の課題ではないかなとこんなことを思うわけですし、どういうルートで分けていくかということについてもですね、観光の交通の特別会計としてどのようにやっていくかということを知りたいと思っております。ぜひきちんとやる必要もあるのかなと思うんですけれども、もう一度そのあたりをですね、政策的な面でお答えを願えませんでしょうか。

◎世古明委員長

交通政策課副参事。

●小林交通政策課副参事

来年、菓子博もございます。

たくさんの観光客あるいは菓子博に来場される方もみえて、菓子博としまして、このサンアリーナ周辺の駐車場も使われるということも聞いておりますので、違う場所がないかということでですね、今は探しておるところでございます。

今のところを宮川の左岸のほうでですね、駐車場が確保できないかということで、関係者と調整をしておるところでございます。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

外宮の関係もですね、以前から、今現在では、どうもあの渋滞というのがないということで聞いておるんですけど、連休の間には少し出たりということで、やはり、バスの位置等々についても、これは大きな課題だと思います。

そのあたりのことも、今後の課題としてですね、きちっと認識をしてもらってやってもらいたいと思います。

最後にちょっと御質問申し上げて、平成 27 年度の観光交通対策特別会計としてですね、繰越金、収支の確定ができました。

実は1億 4,330 万 2,000 円というのが確定ができたと思うんですけど、実際に私それが9月に繰越金の補正できちっと合わせた形で出てくるのかなと思いましたが、今回、償還に使う6,000万と基金の4,000万の1億が出てきて、端数からすると、1億 3,400 万ということですから、930万 2,000 円の差額が出てきてます。

この合わし方については会計上は問題ないんだろうけれども、どのような読み取りをしたらいのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◎世古明委員長
交通政策課副参事。

●小林交通政策課副参事

今は補正の時期ですと、また会計の途中でございます。

今後ですね、歳出が減額になったり、あるいは、歳出が同額になったり、歳入が減額になったりする可能性もございまして、今のところ、930万円につきましては留保しておるということでございます。

最終補正の時期になりましたらこれは全額計上したいと考えております。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

その会計の手法、僕わかりませんが、当初 28 年度では繰越金がどれぐらいいくかわからなかったので、3,400 万円構えたのと、27 年度の決算がこれを行われて、この9月定例会に提出されたんで、確定をして、1億 4,330 万 2,000 円になったということですから、そのあたりが1億円ではなくて、1億 930 万 2,000 円ということであれば、繰り越しにぴったり合ったなということに私はなるのかなと。単純にですよ。

そういうことではなぜいかなのかと、そうすると 930 万 2,000 円というのはどこにどうやってしてあるのかということですよ。

我々ペーパーでの審査ですので、預貯金こうこうありますんやと言われてもなかなか監査じゃあるまいし、見せていただくようなことはないので、そのあたりのところ、もう少しお聞かせをください。

◎世古明委員長
情報戦略局参事。

●鳥堂情報戦略局参事

ただいまの宿委員の御質問に、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど来、おっしゃっていただけてますように現金の管理と、予算の計上の違いというところについては、御理解いただきたいと思います。

今回のですね、1億4,300万のところを、1億3,400万で済ませた部分というのはですね、先ほど来、交通政策課のほうからもお答えをさせていただいておりますが、現時点における予算の歳出の見込みの部分が一般会計の償還で、また基金積み立てというところも端数を起こすことなくですね、最終的な計数整理に任せるとして、概数のところで1,000万台のところでもそろえさせていただきます。

歳入につきましても、今、4億6,900万という形で駐車場収入見込んでおりますが、ほぼほぼ、ここまでは収入できるであろうという見込みを立てておりますことから、歳入歳出を合わせる必要がございましたので、930万につきましては留保財源ということで、予算への計上は見送らさしていただいた、そういうところでございます。

御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

◎世古明委員長
宿委員。

○宿典泰委員

それは多分あの当局側さんの都合というのか、我々審査のことでいくと、やはり繰越金は確定した時点で、繰越金をきちっと合わしていくということが正解ではないのかなと思うんですよね。

繰越金を900万からあげるといふことになると、歳出のバランスが合わんということになろうと思うんですけれど、27年度の決算の繰越金のこのペーパーは我々も、もうやはりこの決算終わるとですね、棚入れをしてしまうので、繰越金なんぼやったということがなかなかわからない状況で、いつそれが見えてくるんかっていう話になると思うので、やはり9月の現時点では、繰越金の確定をしたものが出てくるというのが、我々議会側で示す正当な状況かなと思うんですけれど、そういう手法は、会計上絶対にとれないということなんですか。

◎世古明委員長
情報戦略局参事。

●鳥堂情報戦略局参事

とれないというわけではございません。

今御指摘いただきました点に関しましては、平成 27 年度におきましても同様の措置をとらせていただいております。

また、一般会計におきましては、もう少し大きいものがございます。

おっしゃっていただきますように、観光交通対策特別会計におきましては、基本、一般会計ほどは、補正の回数もございませんので、おっしゃられるように、決算報告をさせていただくものと同義にしておくのが、わかりやすい部分にはなるかと思いますが、こちらにつきましては、今後の需要の部分で、こういった形で補正をさせていただかなあかんかもわからんという状況でございます。

先ほど申し上げました収入につきましても、現時点におきましては、収入の見込みが立つとはいうものの、こういった形で下がるかもわかりません。

そういったところもございまして、従来から進めさせていただいております歳入歳出を合わせるほうを優先した形での経理の仕方で御了解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、議案第 80 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 80 号平成 28 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 1 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

「議案第 81 号 平成 28 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）」

次に、「議案第 81 号平成 28 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）」を御審査願います。

補正予算書の 65 ページをお開きください。

65 ページから 75 ページでございます。

本件についても一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 81 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 81 号平成 28 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

「議案第 87 号 伊勢市営宇治駐車場条例の一部改正について」

◎世古明委員長

次に、条例等議案書の 81 ページをお開きください。

「議案第 87 号伊勢市営宇治駐車場条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 87 号伊勢市営宇治駐車場条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定
いたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

「議案第 88 号 伊勢市空家等対策協議会条例の制定について」

◎世古明委員長

次に、85 ページをお開きください。
「議案第 88 号伊勢市空家等対策協議会条例の制定について」を御審査願います。
御発言はございませんか。
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっと一つ確認といえますか、教えてください。

この条例のですね、組織です、4 条、「協議会は、9 人以内で組織する」、「委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する」ということで、1、2、3 ところ書いてあるんですが、私恥ずかしい話、空家等対策特別措置法の協議会、名前が一緒ですもんで、空家等対策特別措置法の第 7 条 2 項の協議会かいなと思っと思ったんですが、どうも違うようですので、勘違いでございましたが、法律の協議会やなしに、市長の附属機関の協議会で諮問して答申をいただくという形になるかと思いますが、大変重要なことを協議してもらおうということになると思います。

申しますのは、3 条の所掌事務を見ますとですね、いわゆる法第 6 条第 1 項に規定する計画の作成及び変更並びに実施と、対策特別法の 7 条の協議会、名前が一緒ですが、協議会は、もっと大きくて、実施していくということを中心にやっていくと思うんですが、大変そういう意味で 3 条

の所掌事務を遂行していくのにこの組織は重要ですね。私の聞きたいのはですね、市長の附属機関の協議会ではありますが、ここの自治会はもうわかるんで、「学識経験者」と、「前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者」、このへんですね、専門分野をどのくらい、でどういうところまで、選任に考えておられるのか、それだけ1点教えてください。

◎世古明委員長

建築住宅課副参事。

●山神建築住宅課副参事

佐之井議員の御質問にお答えいたします。

国の空家等対策の推進に関する特別措置法については、協議会第7条の構成メンバーには、地域住民、市長、議会の議員、法務・不動産・建築・福祉・文化等に関する学識経験者という位置づけになっておりますが、今回は、市長の諮問機関として、まず、第三者からの専門分野からの技術知識を持った有識者の方々からお立場からの御意見をちょうだいするという考えのもと、今回は地方自治法の市長の執行機関ということにいたしております。

この中で学識経験者というのは、やはり国のほうのこの第7条を参考にしておりますので、法務・不動産・建築・福祉・文化の、この分野からの学識経験者を予定しております。

以上でございます。

◎世古明委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

法律に基づかない市長の附属機関ですから、諮問して答申してもらってという形になるんですが、計画をつくっていく変更していく、それから、実施をしていく、いわゆる実施をしていくというところが大変大きいかと思えます。

学識経験者の選定については、法律の趣旨、そこら辺を考慮して進めてください。

◎世古明委員長

山本委員。

○山本正一委員

お聞きをしたいんですが、今度の協議会に関しては、机上、机の上でいろいろ作成をしたり、計画を作成したと思うんですが、第3条の1で「計画の作成及び変更並びに実施に関すること」と、こういうことになつとるんですが、9人の委員で構成して、いろいろ机上で作成をしていくんですが、それが出てきたと、出てきて今度、現実動いていく、人間。これとの整合性のかどうなのか。これ作成ばっかしとって、現実動いてかへんだら意味ないわなこれ。そこら辺の整合性はどうなんかな。

◎世古明委員長

建築住宅課副参事。

●山神建築住宅課副参事

計画のほうを総合的に空き家対策を進めるために、しっかり策定はやっていくわけなんですけど、現場と実施との整合性をとってという、山本議員の御質問にお答えいたします。

その点ですが、机上でと言われる懸念もよくわかりますが、今後、策定の素案の段階で、一度できましたら、議会のほうへ報告もさせていただきます。

また、市民の方々からの幅広い御意見も頂戴するため、パブリックコメントを行い、再度、最終案ができました時点で、また、議会のほうにも報告させていただきます。

今後、実働部隊と言われているところで、また不都合がありましたらその都度修正をしていくと考えております。申しますのは、国の法律も、5年後、また、見直し等が必要であれば検討するということがありますので、微調整をしながら、仕事のほう滞りないように進めてまいる所存でございます。よろしくお願いいたします。

◎世古明委員長

都市整備部参事。

●久田都市整備部参事

すいません、その空き家対策の体制ということでございます。これにつきましてですね、この計画をですね、策定を今からさせていただきます。それで、計画の中でですね、こういったことをしてかないかんとということが明確になってくると思いますので、そういったところでですね、庁内、今現在協力してやらせてもらってますけども、そういったところも考えながらですね、その計画ができた時点でですね、考えていきたいというふうに考えております。

◎世古明委員長

山本委員。

○山本正一委員

これらの先般、私も質問をさしてもうたんですが、今、特定空き家が80件等々あると、こういうことなんで、件数はほぼ倒壊のおそれがある、近所に迷惑がかかるという空き家が80件程度あるということまではわかつとるわけやさな。これ協議会をつくって、もっと具体的に進めていくための協議会と思うんですよ。

ところが実働部隊が少なくて、協議会ばつかが動いとって、あれやこれやと言いながら、全然現実的には動いてかへんということを懸念するもので、そこら辺の整合性はどうですかというお尋ねをしとるんです。今現実には、現場の実働部隊が非常に少ないわなこれ。これをつくってどんどん計画は出てくるけれども消化をしていかないかんと思うんですよ、消化を。そのための計画なんやで。

ところがそれがなかなか進んでけえへんときには、恐らくお金もかかってくる話なんで、一体

どういふことなんやということにはならんのかなという質問をしとるもんで、ちょっともう1回答弁してもうたら。

◎世古明委員長

都市整備部参事。

●久田都市整備部参事

空き家ですね、その危険空き家と言われるものについての対策ですね、早急にといふふうにご考慮しております。

ただ、空き家につきましてはですね、基本的には個人の所有物ということで、公平性とかですね、平等性、そういったものも必要になってまいります。ですので、どういったものかですね、特定空き家になるのか、そういった基準をですね、協議会とかですね、この計画の中で定めさせていただきますましてですね、公平にですね、なおかつ、法的にいきますと、順序立ててですね、していかないかんということところもございまして、その辺は粛々と進めさせていただきたいといふふうにご考慮しております。

◎世古明委員長

都市整備部長。

●中村都市整備部長

本当に答弁漏れで申しわけございません。

体制につきましてはですね、少ないという御指摘を受けてますけども、なかなか全体の総数も限られておりますことから、全体をですね、10課ぐらいにわたり、この空き家の原因もですね、結構広範囲にわたりますので、そういうところを現在もやっておりますが、さらなる、連携強化を各課においてもしていただきましてですね、また、主管課である建築住宅課についても、また、人事当局にも、この実情を申し上げ、体制を何とか強化していく、市役所、オール伊勢でやっていく、そのような感じでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎世古明委員長

山本委員。

○山本正一委員

最後にしますが、国の法律ができたもんで、こちらも条例を作りながら粛々と進めてかんならんというようなことやったら、やっぱし問題があるという指摘をしとるんで、やっぱし、これをつくるからには、実行の即戦力、いわゆる結果が出てくるような協議会でなけりゃいかんし、その実行部隊の体制もつくっていかないかんと思ひます。法律ができたところを、やっぱしせないかんのやといふことではいかんということを申し上げて終わりたいと思ひます。

◎世古明委員長

暫時休憩します。

(午前 10 時 36 分 休憩)

(午前 10 時 36 分 再開)

◎世古明委員長

休憩を解き会議を再開いたします。

議長。

○中山裕司議長

今までずっと答弁を聞いておっても、要するに、空き家対策というのは、山本委員がかねがね言うてくるけれども、行政には限界があるわけ。今回、こういうような、今の対策協議会という市長の諮問機関でつくるといったところで、これはまさしく 2 階建てになってしまうわけ。国の法律をこんだけ制定されても。この協議会をなぜ設置をするのかということが問題で、今ここで言うとするように、計画を立てたり、作成したり、変更するとかいうようなことを言うとするけども、もう既に、特定空き家の法律も制定されとるわけや。それには、その法律に基づいて粛々とやろうと思えばできやんことないわけ。代執行までできるわけ。だから、代執行までできるというふうなことから仮処分できる。すべてできるということは、法的な手続きをしていけば、緊急に救済しなきゃならん問題っていうのは解決できるわけ。

しかしながら、2 階建てでやっていくということは、これは今の言うように、伊勢市の独自の対策協議会、これは国が作りなさいというような形で出てきとるもんで、先ほど言ったように、つくられとるわけ。これは、まさしく 2 階建ての方式であって、何が優先されていくかということになると、やっぱりその法律が優先されていくわけやで、これはあくまでも限界がある。また、行政が空き家対策をやってくというようなことは、さっきからずっと議論されてきとるけども、やっぱり個人の所有権というの問題が重要視されていって、入れない部分というのは、法的な限界があるということがあるわけで、そこら辺が行政ではもうできないという限界が空き家対策には判然としてあるということを我々はきちっと認識をしなきゃならん。あとはもうどうするかということになると、粛々と法律に従って、代執行までやっていくという、代執行をやる前にじゃあ、手続きがあるからということになると仮処分かけて、一時停止をさせるとかいろんな方法があるということをね、我々議員はもっと空き家問題についてはきちっとした認識を持たなきゃならん。当局側もそういう形で安易に今回のような対策協議会をつくりますと、こうします、ああしますというようなことで、項目を挙げてやったところで、おのずからやっぱり先ほどから言うとするけども、行政の限界があるということをです、やっぱり、知らされることになるわけであるんで、やっぱり、終極はやっぱり法律に従って、特定空き家法に基づく緊急要請を要する問題については、法的手続きでもって、処置をしていくことしかないと思う。そこら辺を山本委員もいろいろ言うてきとるけど、そういうようなことができないことはないわけ。行政にせえと言っても行政にも限界がある。何回もやれやれと言ったところで、やれないという限界がある。この限界を我々は知って、どんだけ言っても行政は限界があるから、あとは法律的な手続きをやっていく

ということしかない。まさしくそういうようなことは、現実的にたくさんいろいろ伊勢市の場合もあると思う。そういう調整をやっていかならんということだけでも行政には限界ということ、しっかりと我々は認識するということをお互いに共有しなきゃならんということで、この問題については、そういうことで、我々議員もしっかりと、当局側ももう少し、空き家対策に対する知識を持っていただくということが必要かなと思います。

◎世古明委員長

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 88 号伊勢市空家等対策協議会条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

「議案第 90 号 市道の路線の廃止について」

◎世古明委員長

次に、91 ページをお開きください。

「議案第 90 号市道の路線の廃止について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 90 号市道の路線の廃止について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

「議案第 91 号 市道の路線の認定について」

◎世古明委員長

次に、93 ページをお開きください。
「議案第 91 号市道の路線の認定について」を御審査願います。
御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 91 号市道の路線の認定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

「議案第 92 号 伊勢地域農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について」

◎世古明委員長

次に、102 ページをお開きください。

102 ページから 104 ページであります。

「議案第 92 号伊勢地域農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について」を、御審査願います。

御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 92 号伊勢地域農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

「議案第 93 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について」

◎世古明委員長

次に、105 ページを開いてください。

「議案第 93 号伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について」を御審査願います。
御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 93 号伊勢地域農業共済事務組合の解散に関する協議について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

「議案第 94 号 伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」

◎世古明委員長

次に、106 ページをお開きください。

106 ページから 107 ページであります。

「議案第 94 号伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 94 号伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定をいたしました。

「平成 28 年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」

◎世古明委員長

次に、「平成 28 年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を御審査願います。

本件については、8月26日の産業建設委員協議会で協議をいたしまして、報告を受ける事業を5事業程度とし、その選定については、正副委員長に一任をされております。本年度は、お手元にお配りした資料の記載の5事業を報告対象の事業といたしたいと思いますが、御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御発言もないようですので、お諮りをいたします。

当局から報告を受ける5事業については、地産地消推進事業、皇學館大学地域連携拠点整備事業、おもてなし推進事業、観光情報発信事業、宇治山田駅周辺道路整備事業交付金と決定して、また、本件については、閉会中の継続調査事項として申し出ることを決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎世古明委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

本日御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時48分

上記署名する。

平成28年10月5日

委員長

委員

委員